

健康づくりや医療費節約など暮らしに役立つ情報誌

ひろしま企業健康宣言通信

令和4年 **秋号**

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康じゅんぽ



しい・ろ・か

IROHA & KAEDE

協会けんぽ広島支部
マスコットキャラクター
健康かえで



ひろしま企業健康宣言
健康づくり優良事業所



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

新潟県 当間高原のコスモスの花畑／提供：アマナ

健康経営優良法人2023(経済産業省)の申請受付が始まりました!

健康経営優良法人認定とは、経済産業省と日本健康会議が特に優良な「健康経営」を実践している法人を顕彰する制度です。健康経営を推進している企業として、全国的にPRすることができます。

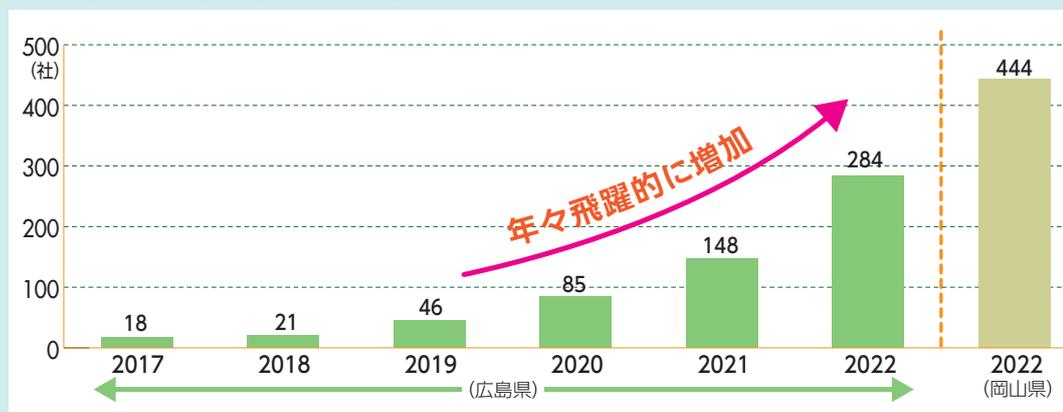
●健康経営優良法人2023のスケジュール

部門	申請期間	認定
大規模法人部門	令和4年8月22日(月)～ 令和4年10月14日(金)17時	令和5年3月頃
中小規模法人部門	令和4年8月22日(月)～ 令和4年10月21日(金)17時	令和5年3月頃

※今回から、健康経営優良法人の申請に料金がかかります。

※健康経営優良法人の申請には「ひろしま企業健康宣言」のエントリーが必須です。

●広島県の中小規模法人部門の認定法人(令和4年3月9日現在)



認定企業は飛躍的に年々増加していますが、岡山県と比べて普及していないのが現状です

是非申請の参考に



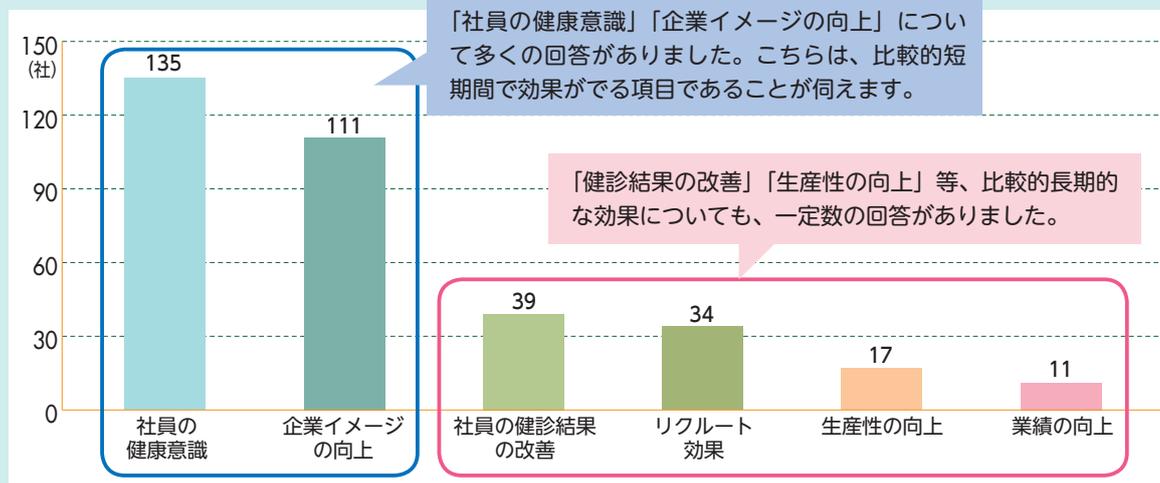
健康経営優良法人サポートブック2023(中小規模法人部門)

健康経営優良法人2022認定法人様のアンケート結果

「健康経営優良法人2022」の認定を受けた協会けんぽ広島支部適用事業所様にアンケートを行った結果、健康経営優良法人認定取得の効果について、次のような回答がありました。

認定取得の効果について

※健康経営優良法人2022アンケート結果(197社より回答あり)



ぜひ、認定を受けましょう



放っておくと
大変なことに
なるかもしれません

「要再検査」

「要精密検査」

「要治療」

はすぐに受診を！

血圧・血糖・脂質の値が正常な範囲を超えている場合、放置すると非常に危険です。健診の結果「要治療」「要再検査」等に判定された場合、**医療機関を必ず受診し健康な体を取り戻しましょう。**

早期受診の チャンスを 逃さずに！

早期に受診すれば、適切な治療と生活習慣改善で深刻な病気になることを防げます。また、コロナ禍だからといたずらに受診を控えることは健康状態の悪化につながり、さらには**新型コロナウイルス感染症の重症化リスク**を高めることにもなってしまいます。

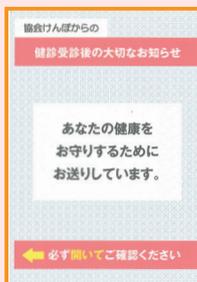
■健診後の医療機関受診のお知らせについて

●健診後3ヶ月経過しても未受診の方へ

ご自宅へ**圧着はがき**を送付しています。直近の受診状況等をお伺いさせていただく内容となっておりますので、お手数ですがご回答いただき、ご返送ください。

●特に受診をお勧めしたい方へ

はがきの送付後、協会けんぽ広島支部の保健師・管理栄養士よりお電話やお手紙のご連絡をさせていただきます。



ご案内はがき

■健康づくりご担当者様から医療機関受診のお声がけを

従業員の方で、「要再検査」「要精密検査」「要治療」と判定された方には、健康づくりご担当者から医療機関への受診のお声がけをお願いします。

なお、協会けんぽ広島支部では、医療機関への受診勧奨用の案内文書やリーフレット等をご用意しています。「口頭では伝えにくい」という場合に便利です。

●広島支部ホームページからダウンロードできます！

掲載場所

協会けんぽ広島支部 ▶ 健康づくり
▶ ひろしま企業健康宣言に係るサポートツール

健診結果で「要精密検査」「要治療」の判定があった方へ

令和 年 月 日

氏名(姓): _____

_____ 様

健診結果の結果、以下の項目に異常検査または治療が必要であると判定されました。つきましては、早急に医師の診察を受け、月 日までに下記医療者まで再検査等の検査を受けてください。

異常検査(再検査項目)	治療が必要と判定された検査項目	担当科	TEL
血圧	血糖	内科	082-251-1111
脂質	尿酸	内科	082-251-1111
肝機能	腎機能	内科	082-251-1111
骨密度(骨)	尿中タンパク検査	内科	082-251-1111
その他の項目	尿検査	内科	082-251-1111

本通知に関するお返事: _____

【再検査等の報告】

氏 名: _____

受 診 日: 年 月 日

受診医療機関: _____

※再検査等の報告はご自身で記入してください。
※医師の診断書等の添付は不要です。

ご案内文書

健診の結果「要治療」「要再検査」に判定された場合 **医療機関** に受診しましょう

放置 NG

あなたの健康をお守りするために お送りしています。

必ず読んでご確認ください

健康診断の結果が悪いなら!

要経過観察 要精密検査 要治療

●生活習慣改善し、定期的に検査を受けましょう。
●医師の指導で、「要治療」と判定された方は、生活習慣改善の指導を受け、医師の指導を厳守しましょう。

●生活習慣病の重症化による医療費と入院リスク
生活習慣病が重症化すると長期入院や長期治療が必要となります。

疾病	1人あたり年間医療費	入院期間	増加した後の負担
脳梗塞	112万円	35.8日	片側性・言語障害等の後遺症
脳出血	177万円	46.2日	片側性・言語障害等の後遺症
心筋梗塞	195万円	17.9日	再発の不安
腎不全	540万円	184日 (通常10日)	透析による生活制限 (透析回数)

全国健康保険協会 広島支部 健康づくり課

受診勧奨リーフレット

「インセンティブ制度」って？

協会けんぽの加入者・事業主の皆さまの取組結果に応じて、総合評価で47支部中の上位15支部に「インセンティブ」が付与される仕組みとなっており「健康保険料率」の引下げにつながります。

(令和4年度の実績は、令和6年度保険料率に反映されます)

健診の結果「要治療者」と判定された方は、医療機関へ早期に受診してください！

5つの指標で評価されます

次の5つの指標の実績が高い支部が、健康保険料率の引下げにつながります。

- ① 特定健診等の実施率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 要治療者の医療機関受診率
- ⑤ ジェネリック医薬品の使用割合